

## 商品概要説明書

マイカーローン（株式会社ジャックス保証）

(令和7年6月1日現在)

商品名	マイカーローン（ジャックス保証）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 当JAの地区内に居住または勤務している方。</li> <li><input type="radio"/> お借入時の年齢が満18歳以上、完済時の年齢が満80歳未満の方。</li> <li><input type="radio"/> 安定・継続した収入の見込める方。</li> <li><input type="radio"/> 過去に不渡り、延滞等の事故がなく、株式会社ジャックスの保証を受けられる方。</li> <li><input type="radio"/> 借換の場合、借換対象のマイカーローンに返済遅延がない方</li> <li><input type="radio"/> 新卒予定者の場合は就職先の内定が確定している方 ※新卒予定者：3月に高校、専門学校、短大、大学（院）を卒業予定で同年4月以降に就職する方。</li> </ul>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自動車購入資金《自動二輪車・自転車（電動、ロードバイク等）・除雪機・スノーモービル・キャンピングカー・軽トラック（ダンプタイプを含む）・電動車椅子（一般車椅子を含む）・船舶（新艇のプレジャー、ボート、水上バイク等 中古艇を含む）及び船外機・その他付帯機材の購入資金も可》及びそれらに付帯する付属品・諸費用（登録・事務取扱・振込手数料、共済掛金等）</li> <li>② 車検費用（船舶の車検含む）・修理費用・運転免許（船舶関連免許含む）取得費用・カー用品購入資金・住宅に併設する車庫・カーポートの建築及び修理費用・電気自動車用充電設備の設置及び修理費用等</li> <li>③ マイカーローン・二輪ローンの借換資金（残価設定型ローンの残価部分の借換、信販系・自JA・及び各種共済のマイカーローンを含む）及び事務取扱手数料、振込手数料等</li> <li>④ 上記③の借換資金と、①②のいずれかの併用も可とする</li> <li>⑤ 融資実行後に購入予定のカー用品購入資金 ただし①のマイカー・二輪購入と同時申込に限定。 ※但し、いずれの使途の場合も事業性資金は除く。また、個人間売買、船舶の繫留費用及び共同購入費用等については対象外とする。</li> </ul>
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 10万円以上500万円以内（1万円単位）。</li> <li>※ 但し、借換資金の場合は、借換対象ローンの一括償還金額を上限とする。</li> </ul>
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 6ヶ月以上15年以内（1ヶ月単位）</li> <li>※ 但し、借換資金の場合は、返済済み期間を含めず15年以内とする。</li> </ul>
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 次のいずれかよりご選択いただけます。</li> <li>【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。</li> </ul>

	<p>ムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p><b>【固定金利型】</b></p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利(短期プライムレート)により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○お借入利率には、年0.65%の保証料を含みます。</li> <li>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</li> </ul>
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。</li> </ul>
担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不要です。</li> </ul>
保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当JAが指定する保証機関(ジャックス株式会社)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</li> <li>※但し、次の場合必要とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①株式会社ジャックスが必要とする場合</li> <li>②貸出対象者が新卒者(20歳未満)の場合</li> </ul> </li> </ul>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①全額繰上返済の場合…3,300円</li> <li>②一部繰上返済の場合…3,300円</li> </ul> </li> <li>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は3,300円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。</li> </ul>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部信用課(電話:0235-23-5091)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部信用課またはJAバンク相談所にお申し出ください。山形弁護士会、仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。) 東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249) 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士</li> </ul>

	<p>会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>○ なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J Aおよび当 J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A鶴岡